◆具体的な方策について

本計画において定めた、「具体的な方策」について、すぐに取り組める方策や調査・検討が必要な方策、関係機関等との協議が必要な方策など、様々な方策があるため、実施にかかる期間や優先度などを勘案して、短期・中期・長期に区分し、段階的に実施していくこととする。

各方策の今後のスケジュールは以下を想定している。

基本方針	具体的な方策		時期		
子どもの安全・安心の確保と子育てを支える公共交通	1-1	遠距離通学の児童・生徒の安全性確保	短期		
	1-2	スクールバスの導入及び活用の研究	短期		
	2-1	遠距離通学の児童・生徒の保護者へのバス定期券の補助等	短期		
高齢者等の自由な移動を支える公共交通	3-1	高齢者の生活スタイルに合わせた公共交通網、ダイヤ等の見直し		中期	
	4-1	福祉タクシー・バス・鉄道利用券の継続的配布	短期		
	5-1	福祉タクシー・バス・鉄道利用券の配布の拡大（条件付き）		中期	
来訪者への情報提供と利便性の高い公共交通	6-1	バス停がプロットされた観光マップ、運行ダイヤ、料金の掲載	短期		
	7-1	観光を意識したバスルート（観光ルート）	短期		
	7-2	親しみのあるバスネーミング		中期	
市民の日常生活の移動を確保する公共交通	8-1	バスの乗り方教室	短期		
	8-2	利用者の視点にたったバス路線図、時刻表の作成	短期		
	8-3	低床バス等の車両のバリアフリー化			長期
	8-4	乗務員のもてなしの意識の醸成	短期		
	9-1	バス路線の再編		中期	
	9-2	朝、夕の増便・昼間における適切なダイヤ		中期	
	10-1	駅前広場の整備（待合スペース、分かりやすいバスバースなど）			長期
	10-2	バス停の高機能化（バスロケーションシステム、防風ガラス付き待合室など）			長期
	11-1	鉄道とバスが接続できるダイヤの見直し（シームレス）		中期	
市民・交通事業者・行政の協働による公共交通の育成・支援	12-1	立花台区及び星和区の取組みへの支援	短期		

短期：最優先・すぐに取り組む方策⇒3 年以内（平成 28 年度まで）に実施。
中期：関係機関等との調整、協議・実証運行等をふまえ行う方策⇒5 年以内（平成 30 年度まで）に実施。
長期：他の方策の状況をふまえ実施を目指す方策⇒10 年以内（平成 35 年度まで）に実施。